

平成13年3月12日(月)

於・経済産業省別館(11階)・E15号会議室

第2回国土交通省独立行政法人評価委員会
建築研究所分科会

国 土 交 通 省

平成13年3月12日(月)

第2回国土交通省独立行政法人評価委員会
建築研究所分科会

午前9時57分開会

1. 開 会

【技術調査課長】 それでは、第2回国土交通省独立行政法人評価委員会建築研究所の分科会を開催させていただきます。

大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また、非常にピッチの短い会議でございまして、なかなかそれぞれの委員の方々のお考えのところを十分、まだ資料の中に生かされていないかもしれませんが、そのところをまた本日いろいろご意見をいただきたいというふうに思っております。

今日は5名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておることでございます。

なお、本日、お配りさせていただきました資料の中で、資料の2から資料の5、これらにつきましては引き続き、財政当局と調整中でありまして、委員限りの資料とさせていただきたいと思っております。

また、資料の7の業務方法書、それから資料の9、10、これが役員の給与関係であります。これらにつきましても本日のご意見をいただきまして、変更され得ること、それから決定後は法律に基づいて公表されるということになっておりますので、そのようなことを勘案いたしまして委員限りとさせていただきたいと思っております。よろしくご了承のほどお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては岡田分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

(1) 第1回国土交通省独立行政法人評価委員会建築研究所分科会の議事要旨確認

【岡田分科会長】 おはようございます。それでは、司会をさせていただきます。今の委員限りというのは資料に書いてありますね。公表されるまでしばらく委員限りと、こういう理解でよろしいですね。

それでは、よろしく願いいたします。資料の確認はもう大丈夫でしょうね。ということで、まず資料の1から、前回の議事要旨について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【技術審査官】 はい。では、ご説明させていただきます。本日、ご出席の委員の先生は、皆さん、1回目もご出席いただいておりますので、簡単にご紹介させていただきます。ただ、本日、中期目標、中期計画、大分修正を施しております、こういったご意見を踏まえて、その修正をしているのかということもあるものですから、その辺を中心にご説明させていただきます。

お手元の資料1でございますけれども、1枚めくっていただきまして、独立行政法人建築研究所の概要についてご説明をさせていただいた際に、こういった発言がありましたということで、個々の研究に関する国として必要、不必要の判断をどうしていくかということについていろいろご説明させていただきましたが、その際、独立行政法人の現場の研究者がそれぞれの研究の必要性を自ら指標を示す等によりまして、評価していくことが必要ではないかといったようなご指摘がございました。

それから、中期目標及び中期計画の素案についてでございますけれども、「効率性」とか「公共性」と、こういった言葉が中期目標等の妥当性を判断する際の一つの尺度になるのかということで、事務局からご説明申し上げましたけれども、これらの項目が場合によって相反する方向を示すことがあるということで、例えば「効率性」をあまりに追求し過ぎると、将来、大化けするかも

しれない基礎研究が十分行われなといったようなことも危惧されるので、運営上、そのバランスを難しいけれども、よく考える必要があるといったようなことをご指摘いただいています。

それから、例えば「効率性」という言葉に絡んででございますけれども、日本全体の居心地のよさとか、例えばそういった20世紀型の価値観ではない、21世紀型の価値観に合致した研究をどうやってしていくべきなのかといったようなことが大事であるというご指摘もございました。

それから、中期目標に書かれている事項は、いわば最低限行う業務として理解すべきであって、ここに書いていないことでも研究所の業務の範囲で読み取れるものであって、よいと思われるものはどんどん実施していくべきだといったような話がありました。

また、2ページ一番下には書いていますとおり、アウトソーシングにつきましては、コストを勘案してというふうに中期計画の中で書いておりましたけれども、そのほか、自らそういった細々したことをやることによるノウハウの蓄積であるとか、人材の育成、そういった観点から大丈夫なのかどうかをよく吟味すべきだといったような意見がございました。

それから、3ページ目でございますけれども、中期目標は達成目標を明確にするなどして、研究所のミッションを打ち出すべきではないかといったようなことがございました。この観点から、例えば4行目、5行目のところですが、中期目標において「論文数を増大させよ」、それを受けた中期計画のほうでも「何件程度やります」といったようなことを書いておりましたけれども、それだけを論じても意味がない、あるいは、こと学术论文に関して言えば、その数というのはあまり意味がないのではないかと、といったようなご指摘がございました。

そのほか、ここに書いているようなご指摘がございまして、きょう、十分ではないかもしれませんが、ある程度、反映させて、中期目標、中期計画の修正案を後ほどご説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【岡田分科会長】 ありがとうございます。いかがですか、何か、お気づきの点。

【技術審査官】 ちなみに、これ、今、手続きをとってありまして、もしもご了解いただきましたら、この形で速報版で、ホームページに掲載したいと思っております。その後できるだけ早急に、発言者は伏せた形で、議事録の全文をインターネットで公表させていただく予定でございます。

【岡田分科会長】 その詳細なものっていうのは、我々のチェックが一応入るのですか。

【技術審査官】 もちろん、全員に配付をさせていただいて、確認をいただいた上での話でございます。

【岡田分科会長】 そのほうがいいですね。

【技術審査官】 チェックいただく際には、一応、お名前は付さないで、ご自身のご発言の部分がどこだったのかわかるようにしてお示しします。ただ、それを公表するときに、発言者のところを消して公表させていただきたいと思っております。

【岡田分科会長】 よろしゅうございますでしょうか。

(2) 中期目標(案)について

(3) 中期計画(案)について

【岡田分科会長】 それでは、きょうの議題に入りたいと思います。前回、ご議論いただきました中期目標と、それから中期計画。これについて前回、ご議論いただいて修正された内容が資料の2、3、4、5、これら全部そうですね。

【技術審査官】 はい。

【岡田分科会長】 ということなので、ご説明ください。

【技術審査官】 はい。資料のご説明をさせていただきますと、資料の2が修正後の中期目標の(案)でございます。それから、資料の3が修正後の中期計画、本日はとりあえず(案)ということにさせていただいておりますが、修

正の（案）でございます。資料の4が、これは対応表でございます。前回と同じく中期目標の修正案と中期計画の修正案の対比表でございます。本日のご説明は資料5の見え消し版でご説明させていただきたいと思っております。

【岡田分科会長】 前回との比較がわかりますね。

【技術審査官】 前回、どのような形でご提案させていただいて、それをどのように変えたかという形でごらんいただくのがよろしいかと思っております。

まず、資料5のA4の1枚紙。「委員限り」と書いておりますけれども、ここに1番から10番まで、こういったご指摘があったかというのを書いておまして、資料の5のほうには直した部分について、この何番を念頭に置いてこのように書いたかという、そのマークがつけておりますので、対応してごらんいただければと存じます。

まず、どのように変えたかというA4の1枚紙のほうで簡単にご説明させていただきますと、1番につきましては、これは特に委員のほうからご意見があったわけではないのですが、私どもの政策統括官、11の独立行政法人全体を見ているところから、若干、統一的な表記をお願いしたいという話もございまして、あるいは若干、簡略化せよという話があって、直したのが1番でございます。

それから、2番は、例えば「居心地の良い社会の実現」とか、そういった今のニーズに的確に対応すべきというご指摘。あるいは、効率性と公共性のバランスが重要だといったようなご指摘を踏まえて修正したところでございます。

それから、3番が中期計画の見直し。これは中期計画についても、例えば5年間なら5年間、固定化するというのではなくて、一定のフォローアップをもって必要と思われるときには、鋭意、見直しをかけることが必要だといったようなご意見。あるいは、財務上の硬直化が心配であるといったようなご意見があったのを踏まえて直しております。実はこの部分、直接的な表現は、土研分科会の際に出たご指摘でございます。

それから、研究所のミッションを打ち出すべきであるとか、あるいは内部評

価とか、あるいは外部評価の話をご説明させていただきましたけれども、研究者が自分自身で行う自己評価、あるいは研究者同士の相互評価が重要だといったような意見を踏まえて直したのが の4番でございます。

それから、アウトソーシングに関しまして、ノウハウの蓄積とか人材の育成という観点から検証することも重要だといったようなご指摘は、 の5番のところで修正させていただいております。

それから、 の6番は の2番のところと若干、関係してまいりますけれども、これを受けて中期目標、中期計画の表現ぶりを変えたところです。 の7番も同じようなことでございます。

それから、 の8番は、特にこれは研究の内容で、重点研究の部分に関してでございますけれども、建築研究所におきまして、ア、イ、ウの三分野を掲げておりましたが、そこで目標の中で、これやりなさい、あれやりなさいといった書いておったわけでございますが、土研分科会のほうで中村委員のほうからご指摘がありまして、計画のほうで具体的に書くことはあったとしても、それを目標のほうでここまで逐一書くべきか否かといったようなご指摘があって、若干、修正させていただいている部分がございます。

それから、 の9番は論文の数よりも内容のほうが重要であるといったようなご指摘を受けて直したところでございます。

あと、 の10番は「独立行政法人通則法による再整理」と書いておりますけれども、例えばこういう組織編成にするとかということをいろいろ計画のほうで書いておったところがございますけれども、ここにつきまして政府全体を取り仕切っている推進本部のほうから、私どもだけではないのですけれども、あまり組織についてこういうことをやるとかということを書いてしまいますと、これは計画自体の承認事項でございますので、組織について承認したかのような誤解を受けるおそれがあるということで、ある程度、方向性を示すにとどめるべきではないかといったような指摘がございまして、そういった観点から直したのが の10番でございます。

先にどういう観点から修正したかというのを、以上、ご説明させていただきます

まして、中身に入りたいと存じます。

資料5の、まず左から申し上げますと、前文のところではいろいろ二重線で取り消しということで削除したわけでございますけれども、いろいろ書いていたものをもっと簡略化した文章とさせていただきます。残ったところを読みますと、「研究所は、建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図ることを目的とする機関であるが」、というところまでまず残しまして、消したかわりに追加した部分が波線でございますけれども、「効率的に業務を運営するという独立行政法人化の趣旨を十分踏まえつつ、本中期目標に従い、研究成果の社会への還元等を通じて、例えば「居心地の良さ」等新しい価値の実現を求める国民に対し質の高いサービスを提供することにより、建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に貢献し」云々、という表現に修正しております。

これに対して、右の中期計画のほうでは波線を付した部分を追加させていただいておりますけれども、「なお、中期計画に基づいて策定される計画等個々の施策や財務の執行についてはその実施状況のフォローアップを毎年度末に行い、必要に応じてその内容を見直す等柔軟な対応を図るものとする」、とさせていただきます。

もともとの趣旨は、この中期計画自体を定期的に見直して修正せよといったようなご指摘だったわけでございますけれども、そもそも通則法におきまして、独立行政法人が中期計画はもうなじまないと思えば、それを修正の上、国土交通大臣に届けて、評価委員会です承されれば、中期計画を修正可能な仕組みになっておるわけでございます。

そこで、ご指摘の趣旨を逆に勘案いたしまして、この計画に基づいているんな計画、例えば研究の計画でありますとか、財務の計画、細々立てられていきますけれども、そういったものを5年間、固定的なものだというふうに考えるのではなくて、随時、フォローアップを行い、毎年度、もしも修正の必要があるのであれば修正するといったような計画内容として記載させていただいた

ところでございます。

次に、中期目標の期間については変えてございません。

それから、2番の「業務運営の効率化に関する事項」につきましては、前にお示ししましたとおり、(1)の「組織運営における機動性の向上」から(4)の「施設、設備の効率的利用」まで内容は変えてございません。

これに対しまして、中期計画の方では、表現ぶりを若干変えております。マークの10と書いていますとおり、これは推進本部事務局からの統一指示のようなことでございますけれども、例えば従前ですと、部、室制を敷かないといったようなことを明示していたわけでございますけれども、これは組織の内容、部、室制を敷かないということを承認されるという形にはいけないのではないかとといったようなこともございまして、表現ぶりを変えているわけでございます。

具体的には、「柔軟な研究及び技術開発への対応のための前提として、研究部門については、研究領域ごとに職員をフラットに配置する組織形態を整備する」という表現にしております。それとともに、 の記載分けを一つにまとめまして、「ニーズの変化等により生じる取り組むべき研究課題により柔軟に対応するため、関連分野の職員を機動的に結集できる研究開発体制を整備する」とさせていただいております。

なお、計画でこういうふうに書いておりますけれども、組織の考え方が変わっておるわけではなくて、実際に今、研究所のほうでは部、室制を廃止し、研究グループ制をとるということを、そのまま考えておりますので、ご了解をいただきたいと存じております。

次のページは、研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充でございます。 の4番で、研究者による自己評価の話があまり前回の案ではなかったわけでございますので、それを足しております。すなわち、波線のところですが、「研究所のミッションを踏まえ、自らの研究に関し評価の指針を明らかにして行う自己評価と研究所内部での相互評価による内部評価」。つまり、内部評価を自分自身でやるものと、研究者がお互いにやり合う相互評

価、この二つに分けたということと、あと前回と同じように外部の学識経験者、専門家等による外部評価に分類して行うということにさせていただきました。

ここでも、例えば外部の方々にはやっていただくものとして、二重線で消しておりますけれども、「研究評価委員会による」、といったようなことを書いておりますが、これも法人が独自に定めればよろしいことであって、こういった計画の中に記載して承認を得るべき事項ではないということで、表現ぶりは変えておりますけれども、基本的な考え方、あるいはこういう評価委員会を設けてやろうという考え方に変更があるわけではございません。

それから、(3)の業務運営全体の効率化のところですが、これも中期計画の の2行目で、アウトソーシングに要するコスト、前はコストも勘案してというふうにさせていただきましたが、「アウトソーシングによるコストや自ら実施することによるノウハウの蓄積、人材の育成等の観点も含めて検討の上、可能かつ適切なものはアウトソーシングを図る」、というふうにさせていただきました。

次のページに参りたいと思います。中期目標の3番目でございますが、「大学や民間研究機関等との役割分担を明確にしつつ」というのは、これはいわば当然なことですので、ここは割愛いたしまして、波線のところですが、「優れた成果の創出と社会への還元を果たすよう国家的・社会的ニーズを踏まえた研究やその将来の発展に向けた基盤的な研究等の任務を遂行すること」とさせていただきます。

これに対し、中期計画の方で、では国家的・社会的ニーズというのはどういうことなのかということで、ご指摘の言葉をそのまま引用させていただきました、「例えば『居心地の良さ』等国民意識の多様化等に的確に対応するため、研究成果を必要とする者との直接的な対話やインターネット等の多様なメディアによる情報交換等を通じて国民ニーズの動向を的確に捉え、研究に反映させる」という表現を追加させていただいたところでございます。基本方針としてそういったことを書きました。

次に、研究の内容についてですが、中期目標では、前回と同じく と の2

項目を示しています。つまり、 は研究全般についての規定でございますし、

はその中で重点項目を一生懸命やれという指示でございます。 については、ア)国民の安全性の向上。それから、イ)の良好な地球環境・地域環境の保全・創造。ウ)の国民の生活環境の質の向上。この三つの項目は変えておりませんけれども、これは の8番で研究の内容を具体的に指示するのはいかなものかというご指摘を踏まえ、それは結果的には中期計画の別表-1のほうに反映されているというふうに判断いたしまして、書き方としまして、例えばア)のところでは申し上げれば、「地震や火災、有害化学物質による汚染等、国民生活への脅威となる事象に関し、これによる危険性の回避又は極小化のために、必要な研究開発を行うことということ」といたしまして、具体的な研究内容及ぶ部分は二重線で削除させていただきました。同じようなことをイ)、それからウ)についても施しておるところであります。

中期計画で示されている に関しては、基本的に変わらず、先日も簡単にごらんいただきましたけれども、別表-1の中に書いている研究を進めるということにさせていただいております。

ちょっと戻りまして、 のほうですけれども、35ページの の7番、つまり「『国民ニーズ』に関する意見を踏まえ修正」と書いておることを踏まえまして、波線のように「他分野や境界領域を視野に入れ、他の研究機関等が保有・管理するデータベースも有効に活用する」とさせていただいております。

次が、37ページでございます。これは技術の指導及び研究成果の普及のところでございます。中期目標の「研究成果の普及」というところで、具体的な数値に及ぶ表現といたしまして、もとは特許の出願獲得件数について前5年に比べて10%程度増加でありますとか、それからデータベースへのアクセスを、初年度に比べて最終年度で30%程度の増大というようなことを書いておりましたけれども、これは目標の中からは削除させていただきました。

一方、中期計画のほうをご覧くださいますと、イ)論文発表、メディア上での情報発信とありまして、それからすぐ3行上のところに、「30%程度の増大を図るため」という、アクセス数の30%程度の増大というのは、計画とし

では取り込んでおこうということで残しております。

それから、イ)の論文発表、メディア上での情報発信につきましては、前回のご指摘の論文については、その本数で評価するというのはいかななものかというのを踏まえまして、下の2行、論文発表120件、特許等の獲得10件、これを削除させていただきました。

次のページの「財務内容の改善に関する事項」でございます。中期目標につきましては、10番に書いておりますとおり、これはひな形といたしますか、そういったものを推進本部事務局のほうから最近、示されたのも受けまして、修正しております。読み上げますと、「運営費交付金等を充当して行う業務については、「業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことと」書いております。

ここで、運営費交付金というのが政府から、要するに税金を財源とする資金ということで、きちんとかういう形でやりなさいというふうに書いているわけですので、例えば受託とか、そういったことで得た額については若干の自由度を確保するという観点から、そういった経費を除外して中期目標として書かしていただいております。

あと、中期計画につきましては、基本的に従前の表のとおりとさせていただいております。大きな項目でいきますと、この3番のほかに4番、5番、6番までは変更はございません。

それから、中期目標の5番でございますが、「その他業務運営に関する重要事項」として、(1)は変更はございませんが、(2)といたしまして、人事に関する事項というのをに入れております。前は「人員及び人事に関する事項」とございましたけれども、人員についてここでどうのこうの定めよということになりますと、また人員は別途手続きがあって定まる。あるいは、理事長の裁量に属するべき部分であるということも勘案いたしまして、人員という言葉はここから削除しております。

中期計画のほうでございますが、まず と という構成だったものを一つにいたしました。というのは、 の「人材の確保及び人事交流」の部分について

は基本的にさまざまなやり方があるわけでございます。ここに書いておりますけれども、「『一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律』に基づく任期付研究員の採用を行う」といったことも理事長の裁量に属するべきということで、従前と考え方が変わっているわけではありませんけれども、国土交通大臣の承認の対象となるこの中期計画の中からは、その表現を省略させていただいたということでございます。

以上、非常に雑駁でございますけれども、以上のような観点から修正を施して、中期目標、中期計画の修正案ということでお示しいたしました。なお、別表関係につきましては今回、特に修正はしておりません。以上でございます。

【岡田分科会長】 はい、ありがとうございます。

これは、先生方には既に一応、お目通しをいただいた資料ですね。

はい、いかがでございましょうか。鳶委員の「居心地の良さ」は早速とられたと。

【鳶委員】 はい。

【高木委員】 ひとついいですか。

【岡田分科会長】 はい。

【高木委員】 どうでもいいようなことから行きます。33ページで右側に印の3番がついているところ。先ほど、確かに法律に何か計画の変更はできるように書いてあるから、こういうふうになさったということはわかりましたけれども、書いてあることに意義があるということではありませんね。「内容を見直す等、柔軟な対応を図るものとする」とありますが、どういう手法でおやりになられるのですか。そこがよく見えてこないのですが。つまり、実際に法律に基づく変更だと、変更するときにはこういう会合が開かれて、意見を聞くということになるのですね。ですけれども、これはそうではないやり方をお考えになっているわけですね。

【技術審査官】 というか、ものによっては独立行政法人が策定し、国土交通大臣の承認を得るべきもの、例えば、これからご説明しますけれども、業務方法書というのは評価委員会の意見を踏まえていいか悪いか、大臣の承認をい

ただくべき事項があるわけです。

これに対し、例えば、一般職員の研究者の給与の体系というのは、これは独立行政法人の長が定めて大臣に届け出て済むものでございます。それから、ものによっては、例えば法定的な位置づけが必ずしもなくて、ただ実際に進めていくときには計画として定めなければならないから定めるものもございます。

例えば、ここでは明示されていませんけれども、研究計画というのを、個別の研究ごとに、いつまでに、どういうターゲットを持ってやるかというのも定めようと今、例えば研究所は思っておりますけれども、そういう枠組みでやれというのはどこにも書いてなくて、独立行政法人の長が自分たちの運営を的確にやるためにはそういうのが必要だと思ってやっているものです。

いずれにしても、そういったものは法人の中の独自に定めた公文書として整えられるわけです。ですから、例えば中期計画にかかわるようなものであれば、もちろん評価委員会に上げ、ご審議いただいて、ご了解を得た上で大臣から承認をもらうものものありますし、あるものは長が独自に判断して、修正するというものも入ってくるということだと思います。

【高木委員】 わかりました。当然、記録には残って、最後のところで評価に付されるということですね。

【技術審査官】 この1年間どういった業務を行ったかというのを各年度ごとにご説明させていただいて、年度ごとの業績評価を行うという手続がございます。これは前回申し上げましたとおり、評価委員会ではなくて、分科会に委任されています。つまり分科会で議論いただいて、年度計画がちゃんと実施されたかどうかという評価を受けることにはなりますが、そのときにこういう計画を立てて、こういうふうにして、こういう業績を上げましたという説明をする過程で、何をどのように変えたか、という点については、ご審議いただく機会があるのではないかと思います。

【高木委員】 その年度計画に関する評価の委員会というのはどこかの条文に出ているのですか。

【建研企画調査課長】 独立行政法人通則法の三十二条にあります。

【技術審査官】 お手元にある参考1の5ページです。

【高木委員】 はい、わかりました。

【岡田分科会長】 よろしいですか。ほかの点でいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【中村委員】 まず、すごく細かいところで、38ページの地震工学のところですね。「国際協力事業団との連携しつつ」という言葉がちょっと変です。

【技術審査官】 「の」がいきりませんね。

【中村委員】 それと、39ページ。一応、「人員増は行わない」と書いてあって、40ページに参考で見込みになっているわけですね、常勤職員数の見込み。見込みなので、行わないということになったら見込みというのもどうかなとも思うんですが。ただ、私は必要であれば増やしてもいいのではないかという気もするのですけれども、そこまで行わないと言わなくてもというか、少なくとも研究に必要な人員というのは増やしてもいいような気もするのです。

特に、定型的事務とか、外部委託の推進。これはどちらかといえば事務職だと思うのです。そちらは確かにそういうことをすれば、必要なくなる仕事もありますので、増やしたらちょっと変かなという気もするのですけれども、そういうときに、研究と事務の割合を変えたりすることというのはできるのかなと思います。またそれと絡めて、業務の効率化の話なのですけれども、この独立行政法人化の目的というのの一つは業務の効率化にあるわけなのですけれども、効率化がふさわしくないところは効率化はしない、それは研究の分野が大きいと思うのですけれども、効率化がふさわしいところではどんどんやっていって、それで余ったお金を必要なところに集中させるというのが、この独立行政法人の中期目標、中期計画の趣旨だと思います。

そもそも行政に効率化のインセンティブがあるかということ、そこが難しい問題で、効率化してしまうと予算が減らされる、だから、効率化をするのをやめましょうという話になってしまうことが多いのです。そこを目標を立てて、効率化というか、何%抑制ということで、やっていきましょうということなのでしょう。

例えば、2.4%以上効率化できるというような状況にあった場合、そのときに2.4%で抑えてしまわまいしょうということになってしまわないかなというのが心配といいますか、この効率化のインセンティブがこの書き方だとあるのでしょうか。そもそもそういうことは行政にはないと言われてしまえばそれまでなのですから。

だから、それより効率化を達成してしまった場合には、何か独立行政法人にとってメリットのある使い方ができるとか、そういうふうにしていけば、ほんとうにこの効率化というのが形だけでなくとも思います。5年間ですから、その間にアウトソーシングですとか、IT化とか、どんどん進められると思うのですね。どんどん進んで、要らないところは人も少なくして、必要なところにどんどん人を配置したり、お金も配置するようなことができないかなと思います。

私の専門分野の環境経済の分野でも、数値目標というのは意外と効率的ではないという話があるのです。それはどうしてかということ、結局、それ以上にだれもやろうとしないという、そういうディスインセンティブが働く場合があるので、行政というものの限界かもしれませんし、また財政当局との話し合いとかいろいろあるので、この目標だけの問題ではないとは思いますが、何かせつかく効率化して、効率化した結果が自分の首を縛ることなく、うまく使っていったって、ますます効率化をしていこうという、そういうインセンティブが働くようなつくりになるといいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【高木委員】　ちょっといいですか。最初のほうの質問はともかくとして、最後に中村委員のおっしゃったことに関して、私もこの間、伺ったのですが、要するにこの法律は中期目標と中期計画しかないわけですね。普通は短期、中期、長期と全部あるわけで、なぜ長期がないのかと疑問に思います。短期がないのはまあいいとしても、なぜ長期がないのかというのは、法律の制約が一つある。法律に書いていないからということと、法律の全体の思想もあるのですけれども、やっぱり一つの組織で動いていくことを考えたときに、全く長期を考えないで人間は動けないはずですね。

しかも、この独立行政法人というのがちょっとわけのわからない存在で、私も何も知らないで委員を受けていて、ちょっと申しわけないのですけれども、勉強すればするほどよくわからない。国が実際、自らできないけれども、民間に任せたら必ずしも行われぬおそれがあるとか、どこかに独占させる必要があるとかということで、一つの中間の存在をつくったと。

そこをずっとやっていったら、先ほど出たように、効率性がよくなって、自分だけで動けるようになったときには、本来、民間のほうに行く可能性がある。だけど、それは国にとっては財政とかなんかから考えたら非常に望ましいことで、喜ばしいことかもしれないわけです。

だから、長期的にずっと中間的な存在で行こうとするのか、最終的にはどういうふうにするのか。独立行政法人評価委員会では廃止の意見も述べられますよと言われると、確かに法律に書いてあって、そこまで私たちが委員でいるということは多分ないだろうから、今のところ、当面、問題にはならないのかもしれないですけれども、後でやっぱり問題になってくることなので、そこら辺、どういうふうに考えて、ここをスタートさせようとしておられるのか、ちょっと伺いたいなというのがあります。すみません。

【岡田分科会長】 それと、ちょっと私も今気づいたのですが、誤解を招く文章がありますね。中期計画の7.の(2)の最後に「定型的事務」と書いてあるでしょう。事務というと、ほんとうの事務業務だけと思われるのだけれども、研究業務に近いところもあるのでしょうか。最初は開発的に研究者がやっていたけれども、ある程度定量化ができて、ルーチン化されたところは外に出すということのほうが、むしろ来ているのではないですか。それで、研究者がそういう煩わしいことから解放されて、本来の基礎的な研究に持っていこうということですよ。だから、「事務」というのはちょっと誤解されるのではないですか。「業務」のほうが僕はいいような気がする。とうでしょう。そういう議論だったような気がする。ということで、ちょっとここはご検討ください。

それで、今の本質的なことのご質問に対して、ちょっとどなたか。これは全体的話です。

【技術審査官】 また、長となるべき者のほうから別の考え方、あるいは別の意見があるかもしれませんが、事務局でつくったときの考え方としましては、まず人員増は行わない。場合によっては減るということも、例えば効率化していけば減るということも想定されるわけですが、ここで「見込み」と書いておりますのは、その分は、例えば研究者の増であるとか、そういったことに当てる。したがって、見込みは98であるということを暗に申し上げているわけです。

それから、例の2.4%程度抑制のところ。34ページの中期目標で申し上げますと、これもちょっと間接的な言い方になっているのかもしれませんが、「情報化・電子化を進めるとともに、外部への委託が可能な業務を洗い出し、アウトソーシングを図ることにより、高度な研究の推進が可能な環境を確保すること」。要するに、減らすこと、そのことが目的というよりは、ここが若干、財務当局に対する我々の抵抗の意志がございまして、全体としての一般管理費、今、中村委員がおっしゃいましたとおり、研究以外の部分で減らせるべきところがあるのだったら減らすとして、ただその分をそのまま召し上げられてしまって運営費交付金全体の中から差し引かれるということでは、なるほどインセンティブが全く働かないわけだということで、ささやかな抵抗なのですけれども、その分は研究のほうに当てて、より充実した研究ができるようにするのだという意味の、「高度な研究の推進が可能な環境を確保すること」という表現にしたつもりなのでございます。

そこまで直接書きますと、これはご承知のとおり、財務省のほうと色々な調整があるわけですが、そういった我々の気持ちをここに置きつつ、一般管理費、これは要するに研究に要する費用そのものではなくて、一部研究にも関係してくる部分がありますけれども、光熱費とか、あるいは印刷費とか、そういった部分についてに限定いたしまして、2.4%程度の縮小ということにさせていただいたつもりでございました。

それと、あと長期的な視点という点につきましては、この評価委員会とか分科会に付されておられるのも、法律上は通則法に書かれております中期の目標と計

画の妥当性についてということだけでございます。結局、長期的な視点を持って何か戦略を考えたりしても、それは一応、独立行政法人が勝手にといたしますが、考えることが認められている世界なものですから、ここでは特に書いておりません。

通常、例えば河川とか道路の事業で申しますと、五箇年計画というのがあって、これは法定計画として定めなければならないのですが、その際に、例えば今までですと、道路審議会という場で建議、すなわちご提案という形で、長期計画を作成せよ、その際には長期的な視点でやったらどうかといったようなものをご意見としていただき、それを踏まえて、例えば今までの建設省、国土交通省として独自に、法的なものでも何でもないけれども、長期的にはこういったものを持っていますというものを策定し、それと矛盾しない形で法定計画たる五箇年計画をつくったとか、そういったことはあるわけです。その辺は若干、やり方として参考になるのかなという気はいたしておりますけれども、事務局のほうで具体的に何かこういう考え方があるという状況には今のところございません。

【建研企画部長】　　ちょっと具体的にこのところをご紹介させていただきますと、例えば建築基準法の大幅な改正を2年前にやりまして、性能規定化のための改正が最近、施行されたばかりでございます。この性能規定化という考え方自体は大きな流れとして国民社会のニーズに合ったものというふうに考えておりますけれども、今回の改正自体でもうすべて済んでいるかといいますと、研究者の立場からしますと、必ずしもそう思っているわけではないわけです。もう少し、さらに進んだ性能規定化というものが検討課題としてはあると意識しております。

しかし、その辺は全面改正をやった法律を施行した間際の段階で、長期的な課題とは言いつつ、そういうものがあるというのをオフィシャルに出していくこと自体は必ずしも適切ではないかもしれない。それについては、研究機関としては基礎的な、基盤的な研究の中でそういうものに向けた知見の蓄積などをやっていくという意志は持っているのでございますけれども、なかなかそこを

表現するやり方は難しいところがあるというふうに感じているところもございます。

【建研所長】 長期的な話であれば、この独立行政法人は行政改革の一環としてスタートしておるわけです。これは国の行政の責任だという方向で行っているわけです。一方で、10年先をどう考えるかという、我が国は科学技術立国でないと成り立たないという議論があります。特に、内閣府に総合科学技術会議というのが設置されて、国の科学技術の全般的な指揮、指導をするという方針がもう出ているわけですから、そういう考え方というものに、やはり独立行政法人も相当、影響されるでしょうし。

ですから、長期的に我が国の科学技術をどうするか。特に、今まで国立研究機関が受け持ってきたような、ものすごく先端的なところではないけれども、国民生活に非常に密接にかかわる部分、それをどう将来的に持っていくかということは、独立行政法人が長期的にどうあるべきかということに非常にかかわってくると思います。現時点でそこをどういう路線に行くのかというのは必ずしも見えていないというのが現実ではないかと思います。そういう点では、独立行政法人化した後、独立行政法人独自の考えることをやはり外に示していくべきだと、そんな考えを私は持っております。

【岡田分科会長】 今のご指摘は国全体としての長期の計画というのと、独立行政法人建築研究所としての長期計画というのが、多分、二つある。少なくとも、中期目標と言っているけれども、研究テーマなんていうのは5年で済むような話ではないですね。これはむしろ、長期がいい。財政計画とか何とかというのは、多分、長期というよりは差し当たりになる、というように考えて結局5年としましょうということなのでしょう。

国全体で独立行政法人を5年やって、やっぱり具合悪くなったら、それこそ何かの要求を出さなければいけないし、それからうまくいく独立行政法人もあるだろうし、うまくいかないのも出る可能性があるわけですね。また国へ戻ったほうがいいのか、あるいは思い切って民間に行ってしまったほうがいいのかという、そういうのが僕は多分、上のレベルで5年後にもう一度、議論があ

るべしだと思っておりますけれども。

【高木委員】 それが5年後なのか10年後なのか。

【岡田分科会長】 わかりませんが、そうではないかと思っています。この部分につきましてはいかがでございましょうか。

時間のなかでご議論いただいたのでございますけれども、とにかく4月1日から動かなければいけないということで、仕方のないところがありますので、もしよろしければこの辺で議論をまとめさせていただきたいと思います。評価委員会の委員長の了解を得れば、分科会の決議が上の委員会の議決となるということなので、まだ多少の修正が入るかもしれませんが、その辺は私にご一任いただいて、今回、この分科会としては、まあ、これで行けやと行ってくださるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

【鳶委員】 要するに、全然、細かいことではないのであって、今、なぜ行政改革の議論が起こっているかという、やっぱり大もとをきちんと踏まえておく必要があると思うのです。そういう意味で言うと、むだなものを排除しながら、しかし国民生活に大事なものはきちんと伸ばしていこうというのは基本的な精神としてあると思うのです。

僕はそういう意味で言うと、各研究所にしても何にしても、何か志というのかな、そういうものをやっぱり大きく持たないと、ただある程度の目標を達成しましたよとか、なんとかということだけでは、おそらく霞が関の中ではまあいいやということになっても、国民社会全体からすると何だという議論になってしまう可能性は十分にあり得ると思うのです。

現実にそうやって今、幾つもつぶされている特殊法人なり、公社、公団というようなものも出てきているわけですね。僕は、多分、これからますます財政赤字がひどくなれば、そういう流れはどんどん強くなっていくというふうに思います。

そういうふうに考えると、独立行政法人というのは志を相当高く持たなければいけないということを、もうちょっと何かビビッドに書いてもらえるといいなという感じがするのですね。

僕は前のときに、居心地のいい社会なんていうふうに言いましたけれども、それは単に言葉のあやということではなくて、例えば昭和30年代ぐらいに住宅都市整備公団ですか、初めて欧米型のマンションみたいなものをつくったときに、あれは単に欧米型のマンションをつくったということだけではなくて、何か日本人全体に新しいライフスタイルというものを提案したというような、そういう衝撃度があったのだらうと思います。「ああいう欧米型のマンションみたいなものに住んでみたいな」と、ただ、形を示しただけではなくて、ライフスタイルそのものを国民に示したというようなところが、何か先進的な意味があったのではないかなというふうに思うのです。

その後、民間がああいうものをだんだんつくり始めていってしまうと、いくら公社が少し安いものをつくっても、これはあまり魅力は感じないとか、売れ残ってしまうとかということになって、都市公団そのものの存在感まで問われてしまうというようなことが、今、起きているのだらうというふうに思うのです。

そういう意味で言うと、何か新しい時代のアイデンティティーというのは一体、どこに求めていくのかというようなことを、何か志として持っていただければというふうに、僕は思うのですよね。それが何か、僕はたまたま居心地のいい社会だという言い方をしましたけれども、21世紀に対して今までの効率だとか、何となく安くていいものだとかというだけではなくて、やっぱり21世紀の社会においては環境だとか、安らぎだとか、くつろぎだとか、いろんな新しい価値観が増えてきているわけで、そういうものに対応するような、何か新しいライフスタイルまで提供できるような建築物というのはこういうことなのですよ、あるいは、都市計画ってこういうことなのですよと発信してほしい。

そういう21世紀型の新しいライフスタイル、目からうろこが落ちるような、そういう社会生活なり、都市生活なり、あるいは住宅生活というのですか、そういうものを提案するようなことを我々は目標にしているのだという、そういう志というのですか、そういうものをもうちょっと書いてもらったほうが、文章を読んでいても、読んでいる人の心の琴線に僕は触れるのではないかなとい

う感じがするわけですね。

そういう意味でもう一つだけ言うと、さっきアクセス件数が30%とって、ほかのところでも中期目標の数字をやめましょうというお話がありましたけれども、アクセス件数30%という数字だって、やろうと思えば簡単にできるのですね。僕は今、インターネット博覧会のある責任者をやっているから、アクセス数を増やそうと思えば、あっという間に増やすこともできるわけですね。だから、アクセス件数を増やすということよりも、やっぱり読みたいなという論文だとか、ああ、何か新しいところの提案があるのだな、あれを読んでおかないと時代に遅れるなというような中身の問題だとか、それからやっぱりアクセスしてみてももしろいなというような、インターネット特有のおもしろさとか、そういうことを考えていってやらないと、ほんとうの意味でのアクセス件数は僕は増えないのではないかなというふうに思います。

【岡田分科会長】 時間の制限がなければ、さっき企画部長がおっしゃった性能設計の話なんていうのは、いろいろご苦労があるようだけれども、誰も終わったなんて思っていないのだから、本当はいろいろな場で書くべきなのね。つまり、建研もそうは思っていないのだなというのはいいいメッセージなのだよね、本当は。世界中、終わったと思っていないというのが常識なのだから、その常識に対して、ああ、建研はやってきているのだなというメッセージは非常に大きいですね。

よろしゅうございますか。そういうことで。あと余計なことを一つだけ申し上げますと、ざっと読んでいて、ちょっと細かいことで気になったのは、今後問題として、やっぱり地震工学に関する研究の部分。あれはどんなふうに充実させるかという具体的なことを検討いただかなければいけませんけれども、もし本当に充実させるなら前からいろいろ議論がある資格、ディグリーを出すとかいう点も今後具体的に検討してほしいと思います。

それに相当するカリキュラムをそろえれば、その気になれば、本当に国際的な研修の部分は持てると思いますよ。そういう気がするし、それからこの委員会の出席率が、女性の委員が多いから言うわけではないのだけれども、将来計

画で言うと、建研は女性の研究者が少な過ぎるね。今の二つはこの案に追加して書いてくださいというのはではないですけど、ぜひそういう点も考えて今後の運営をお願いしたいと思います。

【建研所長】 2点とも検討課題に入れておきましょう。

【岡田分科会長】 理事長予定者にひとつよろしく。

【技術審査官】 すみません。今の鳶委員の御意見は、記述を追加できないかというような趣旨でございましょうか。

【鳶委員】 そういうことではなくて、そういう精神を持つということです。別に、言葉を追加しろという問題ではないです。

【岡田分科会長】 でも、ぜひ、そういうことを考えて運営してほしいな。僕の言ったこともそうですけれども。

【高木委員】 理念ではないけれども、研究所、スタートに当たって何かつくられるのですか。そういうものはないのですか。

【岡田分科会長】 また、新しいパンフレットをつくるのでしょうか。それとか、4月1日に理事長がメッセージを発信されるとかね。

【鳶委員】 別に、この中期目標・中期計画に書く必要はないと思うのだけれども、何かそういう新しい志を持って再スタートしたのですよ、みたいな、そういうものはどこかに、何かあったほうが、僕はアイデンティティーが出てくると思います。

【建研所長】 例えば、独立行政法人建築研究所の憲章というものをつくって、世に示そうと思っています。

【岡田分科会長】 4月1日、オープンにメッセージをくださいよ。

【中村委員】 今の皆様のご意見を聞いてて、ちょっと思ったのですが、中期目標の初めのところに、研究所の目的が書いてありますよね。そこがやっぱり、「建築・都市計画技術の向上を図ることを目的」というと、ちょっと狭いというか、もっと鳶委員のご意見なども取り入れて、広いものでとらえた表現がほしいですね。

【高木委員】 でも、これは法律のとおりを書いてある。

【中村委員】 そうそう、たぶんそうなのですよ。

【技術審査官】 この辺が非常に微妙なところで、法律で書かれている目的とか、業務の内容はこれだと書かれているのを、今度はそれを勝手に解釈して、ぐっと広げると、それは民間と独立行政法人と国の三者の分担を想定してつくった法律を、趣旨として逸脱しているのではないかという指摘があり得たりするのです。その中でどううまく書くかという話になってくるのです。

【中村委員】 土木研究所はどうでした？ 私は土木研究所の時も同じような疑問を持ったのですが、何かちょっと工夫があって、国民生活の向上とか、広い言葉で表現されていたような気がします。

【高木委員】 要するに、中期計画の法的性格がわからないのですよね。これは国土交通大臣の承認を得たら、縛られるのでしょうか。誰を縛っているのですか。

【技術審査官】 独立行政法人ですね。自分を自分で縛ると言ったら変ですけども、この目標を達成するために私はこういった措置を講じますということ公約するのが中期計画なのですね。

【高木委員】 でも、ここに書かれていないことをやってはいけないというわけではないとおっしゃいましたね。

【技術審査官】 ええ。逆に言うと、ここに書いてあることが中期目標を達成するための措置として最低限書いているわけで、こういう措置を講じますと言っているのに、例えば1年たっても全然講じていないということ、例えばホームページをすぐ開きますと言っていながら、1年後にお集まりいただいたときに、ホームページすらできていなかったということ、これは問題だというような話になってくるわけです。

【高木委員】 それを我々が評価するという関係になってくるわけですよ。

【技術審査官】 はい。

【高木委員】 だから、これ以上のことをやる分には、それは何ら構わない。

【技術審査官】 構わないです。

【高木委員】 逆に言うと、茫漠としたことを、嵐委員特有の言葉でおっし

やったり、それを書いたときにどうなるかということですね。

【岡田分科会長】 それは、中期目標なり中期計画なりに書いたときにという意味ですね。

【高木委員】 ええ。抽象的なものだから、それはやっていないということになって、皆さん、おしかり受けてという話になるのでしょうか。だけど、何かそんなものがあつたほうがいいというのはそのとおりなのですが、別にこの計画の中に書く必要があるかないかということ言えば、必ずしもそうでもないかもしれないし。

【三井所委員】 よろしいでしょうか。中村委員のお話に戻りますが、33ページの中期目標の前文の最初の5行、消されましたよね。消されて、6行目からスタートすると、「研究所は、建築及び都市計画に係る技術に関する調査……」、これはすぐに技術というふうな感じで来ているので、何か狭くなっているような感じがするのです。

その前に、「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展……」。ちょっと漠然としていますけれども、これは夢に関する内容が入っているような気がするのですけれども。ここまで消してしまって、ダイレクトに技術のというふうに来てしまったものだから、狭くなったかなという気がするのです。

【岡田分科会長】 この辺はほかの研究所の書きぶりとしり合わせして簡潔にしたようなお話でしたね。

【技術審査官】 ただ、示されたものをそのままとりあえず書いてしまったところがあって、全く示されたとおりにしなくては許されないかということ、そうではないので、あくまでもこの場でご指摘いただいて、直す分には、直す余地はあるかと思います。

【三井所委員】 都市生活にも、とても人間的な都市生活、楽しい都市生活とかいうように、人と人とのつき合いが記述できればとも思うのですが……。

【岡田分科会長】 それは頭を切って、後ろに足したのでしょう。この後のほうの波線のところに入れてしまった。初めに技術の向上を図れと言い、後ろにイメージの湧く分を持ってきている。

【三井所委員】　　すごく地方の、過疎村みたいなところは、ほんとうはそこで食っていける、普通の生活だけならやっていけるのだけれども、子供の教育とかなんかを考えると、お金が入ってこないと大きいお金を出せないとか、そこらあたりが経済問題がすごく厳しいところだなということがあって、そういうところにどういった手を打っていくかというようなところと何か、ちょっと遠い、長期目標の中の、夢にかかわるようなことがちょっと触れてあるといいかなという気がしたのですけれども。

【技術調査課長】　　長期の話もそうですし、それから国民ニーズだとか、社会の発展方向とかという話になってきますと、国としてどういう社会を目指していくのかというような、国総研として取り組んでいくべきところでもあります。ここでは独立行政法人の話ですので、どうしてもやっぱり国の分と民間の分を切って、残した分のところをここで位置づけて書いていこうとしているために、なかなか思い切ったいい表現をとっていけないという、つらいところもあるのですね。

つまり国総研との切り分けはどうなっているのか、それでは民間の研究機関がやる場所はどうなるの、という話になってきますので、そこがなかなか、ほかの独立行政法人との横並びもあるのですけれども、伸び伸び書けないつらさというのがあるような気がするのです。

【鳩委員】　　でも、あまり気にしなくていいのではないですかね。つまり、国総研は別として、もっと大きく言えば、僕は経済審議会の委員もやってたわけだけれども、そこでは、やっぱり21世紀の社会というのがこうあるべきだということを書いているわけですよ。それはやっぱり価値観が多様化して、何か生き生きした社会をというようなことを、いろいろ議論した末に、外国人の導入の問題まで含めて、相当、書いているわけです。

そういう大きな流れについては、国総研の何かが出なくても、大きく逸脱するということは、僕はないのではないかなというふうに思うのです。僕が先ほど言ったのは、これからこういう行革の嵐がますます厳しくなると思うわけですね。そういう中で生き残っていく公社、公団だとか、特殊法人とか、そうい

う研究所というのは、それなりのアイデンティティーというものをきちんと持っていないところは淘汰されるのではないかということなのです。これは間違いなくそうなると思いますよ。

そういったときに、アイデンティティーをどこで示すかということなのだろうと思うのです。先ほど言ったように、昭和30年代ぐらいというのは、ディベロッパーとか、建設会社もまだまだそんな独創的なものはなかったわけですね。そういったときに、公団住宅とか、新しいライフスタイルを提供したということがすごく意味を持っていた。今、ディベロッパーとか建築会社というのは相当いろんなことをやり始めてきている。

そういう中で伍して、こういう民間もやらない、しかし、もっと中長期的に物を考えなければいけない、というような研究所がやるべき、することというのは、相当やっぱりクリエイティブで、新しい21世紀型の都市計画とかライフスタイルを、民間ではなかなか考えつかないようなことを提案していくということが、一つの任務としてある。ただ技術研究だけではなくて。そういう構想力というものを出していかないと、何となく縮小再生産になっていってしまうのではないか。そういう意味で言ったわけです。

【岡田分科会長】 はい、どうぞ。

【技術審査官】 基本的に、きょう、資料でご説明させていただきまして、先ほど岡田分科会長から具体的に、例えば「事務の効率化」ではなく、「業務の効率化」ではないかというご指摘がありました。そういったところを修正すべき点が幾つかあるわけです。

私どもとしては、今、鳶委員の話は、例えばこういったところに書くときのイメージで申し上げますと、非常に言葉足らずなのを承知で申し上げますけれども、例えば、新しい価値観を体現化するための研究を先導的に担っていく研究機関として頑張っていくのだという、そういう言葉を前文の部分なのか、あるいは研究の基本方針のところなのか、そういうところに入れるというのは、検討し得るとは思っておりますが……。

【鳶委員】 僕は別に、中期目標なり中期計画の中に入れるということでは

なくて、研究所全体としての、さっき憲章とおっしゃられたけれども、僕はそういったこともいいと思うのだけれども、そういうものが組織として、脈々と波打っているということがわかったほうがいいのではないかなと思ったので言ったわけです。別にここに入れるとかいうことではなく、全体のトーンとしてそういうことを述べているだけで、あまり僕は文章にこだわっているわけではありません。

【岡田分科会長】 この文章はこのままさっぱりしておいたらどうですか。言葉を飾ってもだめです。

【高木委員】 そうです。そのとおりです。

【岡田分科会長】 中身で勝負しましょう。だから、さっきのメッセージの発信は4月1日からやってくださいよ。

(4) 業務方法書(案)について

【岡田分科会長】 資料の6、7。これは前回、ご議論いただかなかったところですね。よろしくをお願いします。

【技術審査官】 資料6の「業務方法に係る規定」という資料でございます。これをご覧いただきますと、下のほうに通則法の第二十八条が書いておりますが、一言で申し上げますと、法人は業務開始の際に「業務方法書」を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととされておりまして、その際、主務大臣は認可に先立って評価委員会の意見を聞かなければならないというふうにされております。

なお、ちなみに、前回の分科会でもご紹介しましたが、第1回の評価委員会での議事において、「業務方法書の内容については分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」、これは、今回だけ特別ということではなくて、常にそういうふう整理するという事項とされておりますので、ご紹介いたします。

それで47ページのほうをご覧いただきますと、第2項に、「前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める」というふうに書いているわけで

す。つまり、業務方法書には、これからご説明しますとおり、様々なことを書いていますけれども、何を書かなければいけないかというのは、国土交通省令として定めるといふふうになっております。

それで、次のページの省令の案ということなのですが、実は現在、この省令（案）につきましてはほぼ内容がここに書いてあるような形で確定いたしましたので、あとは官報での告示という手続を待つだけになっております。

これをごらんいただきますと、要するにこれからご説明いたします業務方法書に記載されなければならない事項というのは、第一として、建研法第十一号に規定する調査、試験、研究及び開発を行うこと。それから、二号として、同十一条第二号関係、三号として十一条第三号関係というふうに、ここに書いてある事項について業務方法書の中に網羅されるべきこととされております。

それから、八号で申し上げますと、業務の委託に関する基準。それから、九号といたしまして競争入札その他の契約に関する基本的事項。十号として、その他研究所の業務の執行に関して必要な事項ということが、業務方法書の中に網羅されていなければならないということでございます。

そこで、資料7をご覧いただきたいと思います。最初にこの省令の（案）との関係で申し上げますと、第3条、4条、5条。これが主務省令の第一号関係。つまり、調査、試験、研究及び開発に関する事項として3条、4条、5条に書いております。そして、第6条については二号関係。第7条については三号関係。それから、第8、9、10条については四号関係。第11、12条については五号関係。それから、13条については六号。14条が七号。15、16条が八号。第17、18、19、20までが九号。それから、その他必要な事項として、21条、22条、23条が十号。こういう関係になっているということをお知らせさせていただきます。

それで、中身を簡単にご説明させていただきますが、まず第1条、第2条を割愛させていただきますので、第3条から申し上げます。そもそも、第2章が業務の方法に関する事項でございますので、第3条は、これは建築研究所法にも書いてありますとおり、調査、試験、研究、開発を行うといたしまして、これを

行う際に、共同研究を行うことができるということを第4条に書いております。

それから、第5条は共同研究を行う際には、共同研究協定を締結しつつやるということを書いております。第2項でその締結する協定の中に含まれているべき事項として(1)から(10)までの、例えば名称とか、内容とか、時期とか、そういったことを明記した共同研究協定を締結して、共同研究を行うということを書いております。

以上、3条、4条、5条が調査、試験、研究及び開発を行うこと、その際に、共同研究を行い得ること、その場合の方法について書いたのが、3条、4条、5条でございます。

それから、第6条が技術の指導及び成果の普及ということでございますけれども、第2号で書いていますとおり、「国、地方公共団体の要請に基づき、建築・都市計画技術に係る課題に対して、指導、助言を行うものとする」というのが指導に関する部分でございます。

それから、3号が成果の普及に関するものでございまして、ここでは4つの方法で成果の普及を行う。一つは、講演会、研究成果発表会等の開催。それから、2番目として研究報告書の作成など。それから(3)として、成果として取得した知的所有権の整備及び積極活用を講じること。それから(4)として、その他成果の普及に相当と認められる方法としております。

先ほど、中期計画のほうでも、ホームページをつくって、いろんな形で周知していきたいということを書いておりますけれども、このホームページを使うことなどは、この(4)、その他成果の普及に相当と認められる方法の一環というふうに整理することができるかと思えます。

それから、同じく第4項で、「第2項及び第3項に定める必要な経費については、適正な対価を徴収するものとする」とさせていただいております。

それから、第7条が主務省令の三号、検定でございますが、「研究所は、委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行う」とこととしまして、経費については適正な対価を徴収する旨、書いております。

それから、第8、9、10条が特別な建築物、その敷地及び建築資材につい

ての特別な試験研究の受託についての話でございます。第8条に書いていますとおり、「委託に基づき建築物、敷地、それから建築資材についての特別な試験研究を行う」としております。

第11条との違いをちょっと見ていただきますと、第11条のほうでは、「特殊な建築物の設計の受託」と書いておりまして、第8条のほうは「試験研究等の受託」でございます。それで、8条のほうは国とか地方公共団体という文字が書いておりません。したがって、民間機関からの受託も含めて、第8条の中で試験研究等の受託を行い得るということになるわけでございます。

第9条では、前条に定めるもののほか、委託に基づいて行う試験研究等の業務を受諾することができることといたしまして、第10条では、第8条、9条に規定いたします試験研究業務を受託しようとする場合には、その委託者と受託契約を締結するものとして、第2項でその契約の中にはこういったことが書いていなければならないということを規定しております。

それから、第11条、12条が先ほど申したとおり、第五号の関係でございますけれども、「国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき、特殊な建築物の設計を行う」というふうにしております。この場合も、「委託者と受託契約を締結するもの」と、第12条で書かれておりまして、その中身が(1)から(10)に書いている内容でございます。

それから、第13条は主務省令第六号に対応しますけれども、「地震工学に関する研修生の研修を行う」というふうにさせていただいております。

それから、第14条は主務省令七号対応でございますが、国土交通大臣の指示による業務に関する事項ということで、災害発生、その他特別な事情により急施を要すると認められる場合においては、大臣の指示により11条第1号又は第2号の業務のうち必要な業務を実施するとしております。これはもともと建築研究所法の中にそういったことが書いておりますから、当然しなくてはならないのですが、費用については、建築研究所法の中では何も書いておりませんので、第2項といたしまして、大臣の指示によって行った仕事につきましても、適正な対価を、これは当然、国から、あるいは、地方公共団体に関して行

った場合には、地方公共団体から適正な対価を徴収するというを2項に書かせていただいております。

それから、第4章は、逆に今度は業務の委託に関する事項でございます、物によってはアウトソーシングしていくのだということを、中期目標でも中期計画でも書いておりして、それにかかわるものでございます。すなわち、第15条に書いていますとおり、「自ら実施することが効率的でない」と認める試験研究等の業務を、他に委託することができる」というふうにいたしまして、その場合には16条に書いていますとおり、「受託者と委託契約を締結するものとする」とし、その中身については(1)から(11)まで、示された内容を記すということでございます。

第5章が競争入札その他の契約に関する基本的事項でございます、契約を締結する場合においては、18条、19条に定める場合を除き、つまり18条は指名競争入札、19条は随意契約でございますが、それを除き公告して申し込みをさせることにより競争に付さなければならないということにしております。その際には、2項に書いていますとおり、競争に加わろうとする者に必要な資格、公告の方法、その他競争について必要な事項を定めるというふうにしております。

第18条が指名競争契約でございます、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第17条に定める競争に付する必要がない場合、それからそうした場合に、研究所として不利になる場合においては指名競争入札とすることができるとしております。

第19条は随意契約でございます、そもそも契約の性質又は目的が競争を許さない場合、あるいは緊急な場合等におきまして随意契約ができるとしております。

第20条は落札者の決定でございますけれども、契約におきまして落札者は、最低価格、もしくは最高価格、場合によっては高く売りつけるという場合もございますので、最高又は最低価格を契約の相手方とするということを書いております。

その他必要な事項として、施設の貸与につきましては借受人と施設等貸与契約を締結するものとしたしまして、2項に書いています(1)から(8)の項目をその契約の中身に記すということでございます。

それから、施設の貸付料につきましては、第22条に書いていますとおり、適正な対価を徴収するものとするというふうにさせていただきました。

業務方法書については以上でございます。

【岡田分科会長】 はい、いかがでございましょうか。

【高木委員】 質問、いいですか。予備知識が全然ないから。ここに書かれていることで、今まで建研がやっていなくて、初めてできるようになった仕事というのはどれですか。お金をもらわなければやっていたのかもしれないですけども、ちょっとそこが知りたいと思います。

それから、いろいろ適正な対価というふうに書いてあるのですけれども、それはどういふうにして決められるのでしょうか。民間でやっているものがあるものについてはそれを勘案すればいいのでしょうかけれども、必ずしもそうでもないようなものもあるのかなというふうに思いました。

それから、3つ目は、特殊な建築物の設計の受託というのは、相手方が限られているから、そんなに問題になることがないと思うのですけれども、12条、受託契約で、契約者が決めるべきがことが書いてあるのです。万が一、その設計に瑕疵があったとき、どうするのかとか、瑕疵紛争等紛争処理に関する規定というのが、何か会計法とか、予法令とか、ちょっと細かいことだと、何か必ず入れなければならない事項って書いてあるように思ったのですけれども、この場合はなくていいのでしょうか。

それと同じことが、アウトソーシングの委託の場合に、向こうの業務に何か瑕疵があったときのことというのを、やっぱり16条、入れなければいけないのかなという、そんなことです。

【岡田分科会長】 まず、最初の質問に対してはどうですか。

【建研所長】 まず、今までできたこと、できなかったことについてですけども、制度的には受託でここにありますようなことは今まででもできたわけで

す。ただ、ビジネスとして、対価をいただいている点につきましては、今までは国の機関ですので、対価をいただいても国庫に入るわけで、その受託の業務をやるための歳出予算は建研の予算の中で算出して計上しておかなければいけない。そういう仕組みの中でのことですので、あまり活発に行うような状況ではございませんでした。

その中で、特に設計というような業務につきましては、ほとんど実績はございません。それで、今後も非常に特殊なといいますか、新しい技術開発とセットになっているような場合とか、あるいは建築物の種類、目的などが非常に特別であって、なかなかどこへでも設計を委託するわけにはいかないというようなことであるとか、何か極めて特別な場合に十分考えられることがあるのかなというふうに思っております。今、ご指摘のようなことについてはあまり切実感がないものですから、ある意味ではあまり詰めてないというのが実状でございます。

【建研総務部長】　あと、現在は基本的には会計法を適用しております、さらに建築研究所の処理要領、これを所長名で定めております。独立行政法人になっても、その他必要な事項ということで、例えば、紛争に関することとかについては、法人の長が業務方法書をさらにかみ砕いたのをつくる予定にしております、そこで会計法上の現在の適用を網羅するような形で考えております。

【岡田分科会長】　前のほうの関連ですけれども、委託業務は「委託することができる」と書いてあるのだけれども、11条の設計は「設計を行う」と書いてある。これは何か趣旨が違うのですか。「行う」と書いたら、やらされるのではないかと読めるけど、大丈夫なのかな。全体に「行う」と「できる」は使い分けているのですか。

【技術審査官】　ああ、違います。11条は「行うことができる」ですね。

【岡田分科会長】　11条は「できる」にしておかないと、ここは多分、将来、これをどの程度のウエートでやるかというのは、非常に研究所の性格を左右すると僕は思いますよ。こればかりやって、せっせと稼ぎ出したら、どう

なるのかなと。実は、世界のある国の建築研究所でそうなっている例がありませんからね。超高層の設計から何かどんどんやり始めましてね。

【高木委員】 独占技術みたいなのは大変ですね。

【岡田分科会長】 それでは基礎研究をやっているグループが全然だめになってきてしまいます。もしそういう趣旨なら、「行うことができる」だね。やっちはいけないわけではないとしておいて、どの程度やるかというのは別に対応を考える。

よろしいですか。瑕疵の話はもうちょっと契約の内容でお考えいただくということですね。いかがですか。はい。

【三井所委員】 建築家協会でいろいろ話をしていると、会計法が古くて、時代に合わないのではないかというようなことがたびたびあるのですね。やっぱり、効率とか最低価格とかいうのを求め過ぎるようなこともあるのかもしれないし、そういうことを意識しながらなのですけれども、52ページの20条の、ちょっとまず意味を理解させてほしいのですけれども、「最高又は最低の価格をもって申込みをした者」というのは、この間もいいという意味なのでしょうか。それとも、買うときは最低で、売るときは最高という意味の最高、最低の意味なのでしょうか。

【建研所長】 後者の意味です。

【三井所委員】 そういうことですか。そうすると、最低の人がいい成果を出してくれるとは限らないというのがあるのですよね。特に、研究とか、お医者さんみたいな話で思えばすぐわかるので、安い値段で診療して治療してくれますと言ったら、心配だったりするわけですがけれども。

こういう研究の成果で、しかもほんとうに国民の生活の安定や、居心地のいい世界をつくっていくための研究だと思えば、最低でいいのかなというようなもうちょっと別の条件がいるのではないかという気がするのですけれども。そういうところで会計法が邪魔になっているのかなという気がするのですけれども。これは明治時代の法律だとかいうふうに聞いているのですけれども、そんなのでいいのですかね。

【高木委員】 これは、あらかじめ、競争に入札に付するときは何か、こうこういう人を決めますよと書くわけでしょう。

【技術調査課長】 はい。一般競争と指名競争と、2つここでは書いてあるのですが、一般競争というのは、あくまでも参加者についてはレベルで切るときはありますけれども。

【高木委員】 限定しないわけですね。

【技術調査課長】 ええ、限定しないで競争しますから、そのときには価格競争になるのです。例えば、指名競争のときも、一般競争でもいろんな条件をつけますね。条件をつけて、そしてその条件に合ったところという形で競争してもらったときには最低という形になります。

そのほかに、今のご指摘のような問題を解決するために、入札方法というのはいろいろ工夫してしましてね。総合評価をするのだというようなときには、発注する仕様の中で、こういうもの、こういうものをいろいろ評価させていただきますよということで、そのときには、必ずしもその最低価格ではなくて、総合評価をしますよというようなことを、公示の段階で明確にしておいてやるのです。

ここでは、「競争に付する場合においては」というのは、一般的に同じような条件で競争するときにはというふうに、一般化した表現をそのまま載せさせていただきます。

【三井所委員】 標準断面の普通の道路を工事するときは、その図面があると、ほとんどの方が同じような工事をする事ができるんですが、研究的な部分というのは全く値段ではないような気がするのですよね。だから、一般競争にする場合はほとんどないのではないのでしょうか。むしろ、今の総合評価によって判断なざることをしないとまずいのではないかと思いますけれども。

【技術調査課長】 それとか、随意契約でしょうかね。

【岡田分科会長】 今、建築界で問題になっているのは設計なのですよね。設計業務というのを入札でやることによる弊害が全国にいろいろありましてね。それで、建築家協会が要望書を出して、今、建築のほかの団体も一緒に乗らな

いかと言って、私は乗らないかと言われているほうなのですから。建築学会も乗ってくるでしょう。調べていくと、どうも最後は会計法だというね。

【技術調査課長】　あまり恣意的になって、第2順位、第3順位とか勝手にやり始めると困るから、基本的にはこれだと言っているのだと思うのですけれども。そこで、このプロポーザル方式なんかで、まず予備的なものを買ってから行うという方法もありますし、もともと設計なんかができているものを買うという一番早いのだと思うのです。こういう理由で、これを買いますよというのだったらいいのですけれども、頼んでいろんな工夫をしてやってもらうというときには、いわゆるでき上がりの質だとか、それから意匠性というのですか、そういうものも含めて、この価格だけでは決定できないというのはご指摘のとおりだと思います。

【三井所委員】　設計も全部規定することはできないですよ。だから、設計図があるからそのとおり工事できるのではないかということも間違いですね。ほとんどの場合、そうだと思いますよ。

【岡田分科会長】　この辺、建研の業務方法書で会計法を変えろというわけにもいかないし、今の段階で違うことも書けないのしょうから、運用でしょうな。

さて、よろしゅうございますか。これはむしろ、高木委員、ご専門の立場でご覧になって、まあ、こんなものなのかなということですか。

【高木委員】　いや、私は構いません。

(5) 役員給与規定(案)について

(6) 役員退職手当支給規定(案)について

【岡田分科会長】　それでは、その次、もう一つ議題があるのですね。資料の8、9、10ですか。最後の議題になります。ご説明ください。

【技術審査官】　はい。資料の8をごらんいただきますと、役員報酬等の支給の基準に係る通則法との規定がどうなっているかということを書いておりません。通則法五十二条及び五十三条によりまして、法人は役員報酬等の支給の基

準を定めて、国土交通大臣に届け出ることとしておりますが、それを受けて主務大臣は報酬等の支給の基準を独立行政法人評価委員会に通知することとされております。

これは大臣が承認するとか承認しないとかという事項ではないのですけれども、ただ評価委員会といたしましては、その支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に意見を申し出ることができるというふうになっております。

これから、資料9、10でご説明いたしますが、資料の9が独立行政法人建築研究所の役員の給与規定の(案)でございます。資料の10は、同じく退職手当支給規定(案)でございます。中身、いろいろございまして、2ページ以降に実際の案が書いておりますけれども、若干長いので、1枚目に書いております概要でご説明させていただきます。

まず、役員の給与の種類といたしましては、常勤役員と非常勤役員に分けて、常勤役員については本給と役員特別調整手当と通勤手当及び特別手当とさせていただきます。非常勤役員については非常勤役員手当のみとさせていただきます。

2番目に本給でございます。本編でいきますと、第3条に関係するところでございます。常勤役員の月額給与につきましては、理事長が指定職、これは国家公務員の指定職ということですが、指定職6号俸相当。理事につきましては、指定職5号俸相当。監事につきましては指定職4号俸相当というふうにさせていただきます。

それから、役員の特別調整手当につきましては、本給に100分の10を乗じて得た額というふうにしております。

それから、通勤手当につきましては、通勤手当の支給要件に該当する役員に対してのみ支給します。これは「一般職の職員の給与に関する法律」というのがあって、通勤手当を支給する人というのはこういう人であるというのが決まっておりますが、それに該当する場合に支給するというふうにしております。

それから、特別手当といたしましては、ここに書いておりますが、本給と、

先ほどご説明いたしました役員特別調整手当、これは本給の1割でございます。プラス、管理職加算額相当、これは後ほど出てまいりますけれども、本給の25%ということになっております。それから、役職段階加算額相当でございますが、これは本給及び役員特別調整手当の額に0.20を掛けた数字ということでございますので、結果的には 1.1×0.2 ということで、本給の0.22、すなわち22%に相当いたしますが、これらの合計額に期別の支給割合を乗じた額というふうにさせていただいております。期別の支給割合につきましては、夏期1.45、年末1.60、年度末0.55ということで、これも国家公務員の場合を横にスライドしたような形になっております。

それから、非常勤役員手当につきましては、月額276,000円とさせていただきまして、給与の支給日については毎月16日とさせていただいております。

これはいろいろ書いておりますけれども、現在の研究所の長の支給額が結果的にそのままスライドする形になるように設定しております。

それから、資料10は退職手当の支給規定でございます。これも1枚目の概要でご説明させていただきますと、退職手当の支給は、退職し、解任され、又は死亡したときというふうに規定させていただきました。ただし、退職手当の支給制限というのを設けまして、独立行政法人通則法第23条第2項の規定により解任されたとき、これは下に参考として書いておりますが、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、あるいは職務上の義務違反があるとき、ということですが、役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができるとなっております。こういった場合には退職手当は支給しないというふうにしております。

それから、3番の退職手当の額でございますが、本給の月額に100分の36を乗じて得た額を在職1カ月当たりの退職手当といたしまして、これに在職月額を乗じた額、これが退職手当となるということを書いております。

それから、在職期間の計算でございますけれども、任命の日から起算して1カ月に満たない場合の端数につきましては、これは1カ月として計算するとい

うふうにしております。

それから、再任等の場合にも、これは継続してやっているとみなしていきま
すよということを書いております。

それから、第6号が退職手当の支給方法でございまして、ご本人を前にして
ちょっと申し上げにくいのですけれども、死亡したときはその遺族に支給する
ということで、中身におきましては、例えば配偶者であるとか、お子様である
とか、そういったいろんな場合が想定されますので、その優先順位等が厳密に
書かれているということでございます。これにつきましても、基本的には現在
の研究機関で適用される規程をそのままスライドするというのが基本的な考え
方でございます。

以上でございます。

【岡田分科会長】 はい、ありがとうございました。何か、ご発言ございま
すか。

給与規程の本編の3条を見ると、本俸については金額を書くのですか。指定
職の何号相当というのは、結果としてそうなっているというだけで……。

【技術審査官】 そうです。これは補足的なご説明でございます。

【岡田分科会長】 そういう意味なのね。

【技術審査官】 要するに、給与体系につきましても国家公務員法が適用さ
れないわけですね。

【岡田分科会長】 基本的にはされないのですね。役員はということ？

【技術審査官】 役員も一般職員もです。

【岡田分科会長】 されない？

【技術審査官】 されません。国家公務員の身分ではありますけれども、適
用されない条項がいくつかありまして、特に給与なんかについては、よくでき
た人にたくさん配分できるという思想もございまして、独立行政法人の裁量に
ゆだねられております。

【岡田分科会長】 そうすると、いろいろな条件が変わるとか、あるいはそ
うは言いながら、公務員の給与体系をにらんで決めているわけでしょう。そっ

ちが変わるとか、情勢が変わると、これは金額を毎回変えて、この規則を変えるのですか。

【技術審査官】　そうですね。給与規程が変わっていくということです。ですから、その都度、その都度、変えるということに、国の給与が上がったからここを変えなければならないということではありませんが、もしも国の給与が変わって、自分たちも変えるべきだと判断した場合には、これを変えて、改めて国土交通大臣に届け出なければなりませんし、そのたびごとに国土交通大臣は評価委員会に対して、こういうふうに来ていますということを行わなければならないし、評価委員会としてそれがあんまりおかしいということであれば、意見を言うことができるということです。

【岡田分科会長】　この委員会は意見を述べるだけだよね。難しいね。半分にせいやなんて言うわけにはいかない。どういう立場で、どういうご意見を述べればいいかなとつらいところですね。

【高木委員】　すみません、またちょっと知識がないので教えてください。報酬等の基準を定め、これを公表するとありますが、どの部分が公表の対象になるのですか。この規則を公表するの？

【技術審査官】　はい。「報酬等の」というのは、給与と退職手当の両方を指します。

【高木委員】　給与と退職金の両方の規程を公表するんですね。今現在だと、公表されているのはどの範囲の人たちになるのですか。

【技術審査官】　国家公務員の俸給表は、全部本になって公表されています。それを見ると、どういう級号俸であって、どこに住んでいるかというのさえわかれば、その方の給与はわかることになっています。

【鳶委員】　手当とか、いろいろ書いてありますけれども、これは国家公務員一般についてこういう仕組みになっているのですか。

【技術審査官】　実は若干、違いまして、例えば今、建築研究所の所長には研究者としての調整費が支給されておりますけれども、今度、独立行政法人になったときには、研究者としての調整手当とか、そういったものは勘案しない。

ただし、額としては現在と同じになるようにするという観点から、逆に年収ベースで同じになるように、特別手当等のパーセンテージなどを動かしているということなのです。ですから、結果的には同じになっているのですが、中身の構成に若干の差がございます。

【高木委員】 役員特別調整手当の定義は書いていないのですね。書いてあります？ 月額に乗じて得た額にするというのは書いてあるのだけれども、これはどういう意味を持つのかというのは何にも書いていないように思うのですけれども。慣行として、何が特別なのかなと、思ったりするのです。

【建研総務部長】 これは先ほど、吉崎が説明した研究調整手当というのが現行では研究者についておりますので、それ相当額をスライドすることで設定しました。

ほかの研究機関の考え方もいくつか調べまして、大体、横並びで考えています。スタート時はそういった形で現行どおりの制度を当てはめております。

【高木委員】 役員特別調整手当をもらえる役員というのは。

【技術審査官】 建築研究所も土木研究所も同じなのですが、各研究所ごとに役員は4名ずつおります。

【高木委員】 その4名全員に？

【技術審査官】 いいえ、違います。常勤の役員というのは、その中の理事長1名、理事1名、監事2名のうちの1名、合計3名までがここまでの対象になってきています。

【高木委員】 それはどこかに書いてあるのですか。

【技術審査官】 第2条を見ていただきますと、「役員の給与は、常勤の役員については、本給、役員特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については非常勤手当とする」というふうに書いていまして、以下第4条で役員特別調整手当と書いてあります。

あと、役員が全部で何名で、うち何名が常勤であるかということは、建築研究所法の第七条ですか、「研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く」。それから、「研究所に、役員として、理事一人を置くことが

できる」。それから、1名が非常勤であるということは、中央省庁等改革推進本部が決定した、いわゆる「方針」で、「監事のうちの1名は外部の者とする」というのが書かれていて、それを研究所の判断として非常勤の人として設定したということです。

【**鳩委員**】 くだらないことで申しわけないのだけれども、2つ。要するに、年収で言うとどのくらいになるのですか。

【**技術審査官**】 約1,700万円です。

【**鳩委員**】 理事長がですか。

【**技術審査官**】 理事長の全収入ですね。

【**鳩委員**】 いろんな手当とか、そういうのを全部入れて。

【**技術審査官**】 いわゆる、ボーナスも全部含めて、約1,700万。

【**鳩委員**】 なるほど。わかりました。それから、非常勤役員というのは、つまりこれは兼務できるのですか。

【**技術審査官**】 ほかのある会社にお勤めになっている方がこの監事として任命されるということです。

【**鳩委員**】 非常勤として。

【**技術審査官**】 はい。

【**鳩委員**】 これは企業の人ですか。

【**技術審査官**】 個人でやっても結構です。

【**鳩委員**】 何でこんなことを聞くかということ、国家公安委員のときに大問題になったわけですね。つまり、国家公安委員というのは、たしか年収で言うと、3,000万ぐらいもらえるわけですね。

【**技術審査官**】 国家公安委員ですね。

【**鳩委員**】 国家公安委員になるとね。だけれども、他に職業を持っていて、そこで年収をもらっているときには、それを差し引いて、例えば3,000万円にすると、3,000万円を超えていた場合には、その非常勤役員の国家公安委員としての手当はもらわないというのが規定になっているのですよね、たしか。

あのときに、非常に大きな問題になったのは、国家公安委員の委員が相当問題になったときに、ほとんどの人は会社で相当の給料をもらっていて、同時に国家公安委員としての給料をもらっているということが後からわかって、国家公安委員たる公に奉ずる者が、そういうそをついていいのかということが非常に大きな話題になったわけですね。

あのときに、公安委員でそれをきちんと届け出ていたのは、たしか東京電力の那須さんだけだったのですね。あの人は、自分の年収は3,000万円を超えているから、毎月のお車代だけはもらったということになったのだけれども、ほかの人たちは、例えばある人は、会社から二千数百万円もらっていたのだけれども、国家公安委員としてももらっていた。それでは、国家公安委員はなぜそれを調べなかったのかというと、国家公安委員ともなる人だから、向こうが申請してきたのをそのまま私たちは入れましたというふうに言って、その額を払っていたということになったわけですね。

つまり、そういう何か規定みたいなものが、幾つも幾つも役員をやっていたときの、そういう規定みたいなものがあるのかないのか。国家公安委員とは違うかもしれないけれども、ある意味で言うと、公務員になるわけですね。民間の人たちが一方で相当多額な給料をもらっていて、非常勤役員になったときに、多分、アドバイザーとかなんとかということなのだろうと思うのだけれども、経営には責任をとらないわけですね、これは多分。そういうことは一体、どうなっているのかなと。これは去年でしたね。かなり大きな問題になったことがあっただけにね。

【技術審査官】 非常勤の役員の場合は、今、申しあげましたとおり、外との兼務が認められていて、月額276,000円で、あとボーナスとかそういったものが支給されませんので、交通費を除きますと、大体、年収としては330万円ほどになるうかと思えます。

推進本部とか、そういったところからも特段、どこの会社にお勤めのときに、ある収入以上得ているときに、支払ってはならないとかという話は今のところ来ておりません。

それと、非常勤の監事であっても、これは役員でございますので、一定の経営責任は及びます。

【**鳶委員**】 一定は及ぶけれども、例えば代表訴訟の対象になるとか、ならないとかね。つまり、今、そういうことはすごく民間ではうるさいわけですよ。だから、執行役員制度と、ほんとうの役員とを変えたりとか、そういうことをしているし、それから民間の場合は非常勤役員になった場合は、ほとんど手当ももらわないというケースが非常に多いのですよね。それは二重取りみたいになってしまったりとか、もちろん1カ月に1回か何か、役員会に出るのだけれども、あんまりもらわないのだとか、そういうことが非常にあるわけです。だから、ほかのいろんな機関とか、あるいは公安委員とか、いろんなところと絡めて、一体どういう規定になっているのかなというのを知りたかったということです。

【**技術審査官**】 特に制限はかかっておりません。それと、もう一つ、この額はある程度、横並びというのがありますが、実際に、例えば財務とか、そういった方面でかなり専門的な見地から監事としての業務を担っていただく方を想定しておりまして、その手当といたしますと、これからの話ですけれども、例えば会計士の方から1日アドバイスをいただいたときに、どのくらいの費用になるかとか、そういったことも勘案いたしますと、月額の27万余というのは私どもとしてはそれほど大きなものでもないのかなというような気がしております。かなり専門的な見識を持った方にご就任いただくことになるのではないかなと思います。

【**鳶委員**】 それはどこでもそうなのですよ。国家公安委員だって、何だって。みんなそうなのですよ。そういう人ではないのを非常勤役員にしたって意味がないわけだからね。つまり、要するに公に奉ずるということは一体、何なのかということ、多分、僕は、国家公安委員とか、そういうところでは定められているだろうというふうに思うのですよね。

いい、悪いを言っているのではないのですよ。つまり、国家公安委員のときに、それが大問題になったから、そしてそれが明るみになることによって、その人が恥をかいたわけですよ、はっきり言うと。あんた方、品性があるのか

ということを問われたわけですよ、はっきり言うと。国家公安委員たる者がそういうそをついていたのかということで、品性を問われたわけですよ。

そういう意味で言うと、そういうことが、きちんとしたほかのところとどういう規定になっているのか、ほかのところの規定とどういう似たような趣旨になっているのか、似ていないのかとか、そういうことを知りたかったということです。

【技術審査官】 結果的には、ほかのところとほぼ横並びになると思います、考え方としては。

【技術調査課長】 国家公安委員は圧倒的に、指定職の給与くらい高かったのですよね。

【鳶委員】 そうです。数千万です。3,000万ぐらいです。

【技術調査課長】 そうですよ。指定職以上でしょうね。

【鳶委員】 そうですね。閣僚級ですから、あれは。

【技術調査課長】 この場合にはどのくらい監査等がかかわっているかということと、その比較だと思うのですけれども。今のところはこれは横並びになっていますね。

【鳶委員】 額が小さいから、それほど厳密にしなくてもいいことなのかな。

【技術調査課長】 小さいと言えるかどうかはありますが。

【岡田分科会長】 ほかの研究所の状況を考えながら、決めていかなければいけない検討事項の一つでしょうね。しかし、これ、どうやって変えるのかな。変えるというのも難しいでしょうね。理事長が変えてもいいと言ったって2倍にするわけにもいかないでしょうね。その辺は工夫しないと難しいでしょうね。

【技術審査官】 非常勤のですか。

【岡田分科会長】 いやいや、一般として、この給与規定ね。

【鳶委員】 今、すぐは多分、難しいですよ。

【岡田分科会長】 何を根拠にどうやるかということね。ほんとうに難しいと思う。一般職員も上げたり、下げたりというけれども、なかなか難しいでしょ

うね。

【**鳶委員**】 つまり、ある種、準公務員というか、国家公務員ですよ。民間の人たちが、例えば非常勤役員に入っている。そういう人たちは結構、専門的知識を持っていれば、いろんなところに入っているかもしれない。そういうものに対する国民感情というのは、やっぱりあるわけですよ。つまり、国家にそういうことを奉仕するのだったら、それは交通費ぐらいでいいではないかと、十分に自分たちは給与をもらっているではないか、という国民感情というのは多分あるのだろうと思うのです。

そういうのを、例えばここだけではなくて、3つも4つも入っていて、それだけで相当な給与をもらっているということになると、一体どういうことなのかという議論が多分、出てくるだろうというふうに僕は思うのですよね。そういう意味で、ちょっと聞いたわけです。

【**岡田分科会長**】 ほかに何かご指摘のことはございますか。

それでは、ちょっと難しい、我々、委員としても意見が申し上げにくい部分というのはありますが、動かしてみないとわからないのですよね、これね。

【**鳶委員**】 こういう体制でやられているから、そう簡単にはね。そういう意見もあったということをお認識しておいてください。

【**岡田分科会長**】 ソフトランディングで、とにかく実態は動いているけれども、今後の問題として、今のご指摘のようなことも、各種の会議等が行われるのでしょ。そのときの話題にさせていただければと思います。

(7) その他

【**岡田分科会長**】 そういうことで、ご審議いただいたのですが、事務局のほうから今後どうなるかという点も含めて、ちょっとご披露いただけますか。

【**技術審査官**】 きょう、中期目標、中期計画につきまして分科会長の預かりとさせていただいた部分もありまして、若干、修正のご指摘もございましたから、そこについては修正の上、分科会長とご相談させていただきたいと存じます。それから、業務方法書につきましても、あるいは役員給与につきまして

も、基本的にはこういった方向で流れていくことになろうかと思えます。

あとは木村委員長のほうに中期目標、中期計画、それから業務方法書、それから給与の関係、一連のものをすべて上げて、ご了解を頂戴して分科会の議決とさせていただきたいと思えます。

それから、参考までですが、通則法第十五条に設立委員会というのがありませんけれども、きょうの16時から国土交通省所管の11の独立行政法人の設立委員会が開催される予定でございまして、設立に向けた財産引き継ぎ等の事務処理、それから事務処理の独立行政法人の長となるべき者への引き継ぎが行われる予定ですので、ご紹介しておきたいと思えます。

以上でございます。

【岡田分科会長】 ありがとうございます。

設立委員会というのは、各独法ごとにできているのですか。まとめてですか。

【技術審査官】 設立委員会は各独立行政法人ごとにやるのですが、委員の構成上、内閣法制局次長、法務事務次官、財務事務次官、国土交通事務次官、この4名が共通でございまして、あとその4名に、例えば山内所長が入りますと、これで建築研究所設立委員会という形になるものですから……。

【高木委員】 一緒にやるのですか。

【技術審査官】 それで、合同でやらしていただいて、最後はそれぞれ研究所ごとに、引き継ぎが行われたという形をとることにしていますが、実際は一堂に会して、一括して説明が行われる予定でございまして。

【高木委員】 十七条に設立の登記をすることによって成立すると書いてありますけれども、この登記というのは普通、公益法人とかなんかと同じような登記ですか。どこが管轄地になりますか。茨城県にするのですか。

【建研企画調査課長】 茨城県にするのです。

【高木委員】 ああ、そうですか。

【岡田分科会長】 それから、この委員会は今後どう動いていくのかというのをちょっと教えてください。

【技術審査官】 まだ、その辺とか、全部整理しておりませんが、まず少な

くともノルマとして出てまいりますのは、来年度の3月が終わって、要するに平成13年度の業務が終わりましたら、業務の実績を評価委員会に評価していただくかなければいけません。そして、年度の事業については年度評価を分科会にゆだねられていますので、少なくとも1年とちょっとたったときには、ノルマとしてこの会議を開いていただかなければいけません。

【岡田分科会長】 年度が終わったときね。

【技術審査官】 ただ、今回、ちょっと内部の事務局でもいろいろ議論してみたいと思いますけれども、かなり中期目標とか中期計画に限られた時間の中で行われておりますので、何と申しますか、中期目標、中期計画ではないのですけれども、実際的に業務の運営に関しまして、いろんなご意見が出されておりましたから、そこについてはこういう形で処理していきたいとか、あるいは処理しているところだとか、そういったことをご紹介なりさせていただいて、またご指導をいただくような機会をつくらせていただければどうかと、実は思っております。

時期的には4月に入りますと、多分、いろんな手続やら何やらでばたばたすると思いますが、例えば5月の連休明けとか、落ち着いたあたりで一度、業務がスムーズに始まったかどうかから、あるいはこういった措置を整えたとか、そういったご紹介をしていただくような機会を、先生方にお時間をとっていただけたら、ぜひやりたいなと思いますけれども。

【岡田分科会長】 ただ、この計画にもあったけれども、オープンハウスをやるのでしょうか。研究所公開をやるなんて言っていたけれども、そういうときにはぜひ来ていただいて、実際の活動状況を見ていただいたほうがいいですね。書類だけでいいか悪いかなんてわかりはしないから、ぜひ。

ということで、どうもありがとうございました。ちょっと時間がなくてはしよったり、途中で意見をとめたという苦しい立場をとらざるを得ないこともございました。おわびしたいと思いますけれども。この結果を、今、ありましたように、委員長に申し上げまして、非常に問題がありそうなお指摘とかがあったときは緊急の措置をとらせていただきますが、そういうことがなければこの

まま上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局にお返ししましょう。

3. 閉 会

【技術調査課長】 それでは、2回にわたりまして、分科会で熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございます。何分、初めての組織に向けての動きでありまして、法律のほうが先行して、実際に、我が省の関係だけでも11、今、4月に向けて準備も済んでいるということになりまして、並行してそれぞれの作業が進んでいるという状況で、非常にまとまりの悪い資料で、短期間でご審議いただきまして、いろいろ不十分なところもあったかと思ひます。まだまだこれから様子を見ていただかなければならないという状況だということとは十分認識しておりますので、とりあえず4月に向けてこれで動き出す準備を進めさせていただきませんが、次年度以降も様子を見ていただきまして、ご指摘のような21世紀の新しいアイデンティティーをしっかりと確立した上でやっていかなければならないということを、我々、十分認識して進めていきたいというふうに思っております。これからもいろいろ、分科会という場だけではなくて、いろんな場でご指導いただければありがたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

【岡田分科会長】 どうもありがとうございました。